

直送済

令和7年（行ケ）第9号 人口比例選挙請求事件

原告 鶴本 圭子 外10名

被告 東京都選挙管理委員会 外10名

令和7年9月19日

準備書面(4)

【補遺(4)挿入の訂正】

東京高等裁判所第10民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 真 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

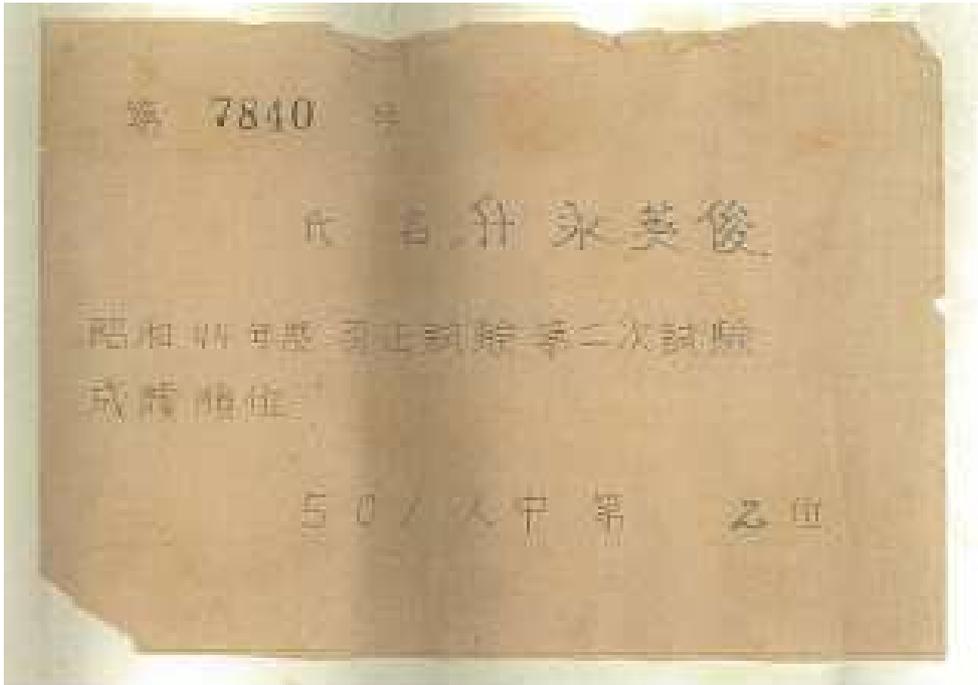
原告らは、**準備書面(2)**の末尾に、下記を挿入して、これを訂正する。

記

【補遺 4】

- 1 下記写しのとおり、同代理人の昭和 44 年度司法試験（二次試験）の成績順位は、合格者 501 人中、第 2 位であった（但し、もし仮に被告が争うのであれば、原告代理人升永英俊弁護士（以下、同代理人ともいう）は本法廷に原本を提出する用意がある。）。

（昭和 44 年度司法試験第二次試験成績順位）



- 2 同代理人の昭和 44 年度司法試験（二次試験）の試験会場で起きた実情は、下記

①～⑩の通りである：

(1)

- ① 司法試験（二次試験）は、7 科目・1 科目当たり 2 設問・合計 14 設問（ $=7 \times 2$ ）から成る。

- ② 試験の第1日目は、憲法2設問、民法2設問であった。同代理人は、民法2設問の中の1個の事例設問において、A、B、C及び甲宅地、乙宅地、丙宅地とあるところ、A、B、Cのいずれかを他のいずれかと誤読した。20分間繰り返し繰り返し読んで、設問の意味が全く分からなかった。法律の論点が全く見つからない。同代理人は、気が動転したため、自分が上がっていることに気が付かず、正常に戻らないまま、時間が経過した。
- ③ 上がった状態のまま、更に繰り返し繰り返し読んだ。これを複数回繰り返した。
- ④ 既に40分が経過した。更に繰り返し繰り返し、読む。全く論点が見つからない。1時間が過ぎ、1時間5分も過ぎた。1文字も書けない。1時間10分が過ぎた。この後の5分間で、全く設問とは無関係な錯誤の議論を、1頁半書きなぐって、試験終了の合図がでて、ペンを置いた。ペンを置いた瞬間、同代理人は、A、B、Cのいずれかを他のいずれかと取り違えていたことに初めて気が付いた。
- ⑤ 机の前に短刀があるのならば、その場で、首を切り落としたいと思った。
- ⑥ 当日、試験の会場を出た後、自殺を考えた。
しかし、以下の事情から、思い止まった。

東大法律相談所の同級生の八代紀彦氏（昭和42年弁護士登録。19期）が、当時住友銀行員であった同代理人を、『一緒に弁護士をやりたい。毎月2万円を送金するから』と誘ってくれた（同代理人の昭和40年の住友銀行の初任給は、月2万1千円であった）。それで、同代理人は、銀行を退職した。八代氏は、同代理人に、昭和42年4月以降当月（同44年7月）までの間、毎月2万円、更に、12月に、ボーナスとして10万円送金してくれた。更に、親から、食費と住む場所の提供を受けた。

合格の見込みは全く無い。しかし、八代氏が、これほどまでにしてくれ

た以上、同代理人は、試験を放棄できない、と思った。

⑦ 第1日目は、憲法・2設問と民法・2設問であった。第2日目以降は、刑法2問；商法2問；民事訴訟法2問；刑事政策2問；社会政策2問の5科目・合計10設問であった。試験は終わった。同代理人は、全く合格する見込みのない5科目・合計10設問について、合格の可能性零の全く無意味な答案を書き続けた。八代氏に対するせめての言い訳として。

⑧ 同代理人は、合格の可能性は、0.1%もないと考えていた。しかし成績は2位であった。

⑨ 昭和43年12月～同44年4月頃までの間、同代理人は、毎日曜日に行われる中央大の真報会の公開模擬試験答案練習会に複数回参加した。参加者に成績順位と点数が郵送される。同代理人の記憶では、同代理人の成績順位は、全て単独1位であった。点数は、複数回、2位と大差があった。

第1日目の民法の1設問に対する事実上の白紙答案を除き、残余の、合計13設問の幾つかについて、同代理人の答案が、異常に高得点であったと、考えられる。

⑩ 同代理人は、同代理人著『一人一票 上告理由書』（日本評論社 2015.7.30）424頁で、「司法試験の試験官を複数回務めた経験のある元判事（複数）、元検事からの情報によると、【過去の司法試験の試験科目毎の、各司法試験合格者の答案の点数（昭和44年度分を含む）を記録した書類】は、現在も、法務省に保管されているであろうとのことである。従って、上記記述の真偽を検討することは、可能である、と解される。」と記述した。

- (2) 同代理人は、昭和 44 年度司法試験（二次試験）の成績とその試験会場で起きた実情を、ここに、事実として記述する。

3 4人の試験の成績等

① 辻政信 1941 年 7 月 陸軍参謀本部作戦課兵站班長

名古屋陸軍地方幼年学校卒（卒時成績 1 番）

陸士卒（卒時成績 1 番）

陸大卒（卒時成績 3 番）

② 服部卓四郎 1941 年 陸軍参謀本部作戦課長

仙台陸軍地方幼年学校卒（成績何番か不明）

陸士卒（卒時成績 12 番）

陸大卒（卒時成績何番か不明）

（昭和 16（1941）年 12 月 8 日真珠湾攻撃で始まる第 2 次世界大戦は、事実上、上記②服部卓四郎陸軍参謀本部作戦課長；同①辻政信陸軍参謀本部作戦課兵站班長のいずれも、陸大卒時の成績の良い 2 人が、南進作戦を決めたことから始まったと解される（半藤一利『昭和史 1926-1945』平凡社 参照）。）

③ 石原莞爾

仙台陸軍地方幼年学校卒（卒時成績 51 人中 1 番）

陸士卒（卒時成績 418 人中 13 番（但し、歩兵科で卒時成績 8 番））

陸大卒（卒時成績 2 番）

④ 東條英機

東京陸軍地方幼年学校卒（成績何番か不明）

陸士卒（卒時成績何番か不明）

陸大卒（卒時成績 11 番）

上記①～④のとおり、戦前日本の官僚制度（軍部を含む）の中では、一部の人は、成績が良いことで、発言力を持っている、と解される（私見）。

とはいえ、成績の良い、① 辻政信；② 服部卓四郎；③ 石原莞爾；④ 東條英機が、日本の歴史の中で評価に値する実績を残したかという疑問である。

人の成績と人の実績は、当然のことながら、関係がない。

以上